

平成 29 年第 1 回西予市教育委員会定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

平成 29 年 1 月 26 日 (木)

西予市教育保健センター 4 階 第二研修室

II 定数

5 人

III 出席者

教育長 保木 俊司	委 員 平岡 長治
委 員 上甲 和博	委 員 山本 恵子
委 員 橋口 美和	

IV 欠席者

なし

V 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	松川 伸二	教育総務課長	沖村 智
学校教育課長	橋川 桂一	生涯学習課長	中須賀敏幸
文化体育振興課長	土居 真二	明浜教育課長	佐藤 俊治
野村教育課長	岡上 昌造	城川教育課長	塩崎ひとみ
三瓶教育課長	三好 栄二	教育総務課長補佐	上口 等
学校教育課長補佐	水口 正浩	生涯学習課長補佐	宇都宮正記
文化体育振興課長補佐	松末 博	文化体育振興課長補佐	浅井 裕史
明浜教育課主幹	小濱 勇人	野村教育課長補佐	井関 聖二
城川教育課長補佐	伊井 健一	三瓶教育課長補佐	兵頭 俊也
教育総務課主任	片山 裕介	学校教育課主査	竹本 明人

VI 会議の概要

1 開会

教育長 午後 3 時 00 分開会を宣する。

2 会議録の承認

教育長 平成 28 年第 12 回教育委員会定例会会議録について意見を求める。

平岡委員 会議録の修正箇所を指摘する。
教育部長 訂正する旨答える。
教育長 平成 28 年第 12 回教育委員会定例会会議録の承認について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
教育長 平成 28 年第 12 回教育委員会定例会会議録を承認する旨宣する。

3 行事報告及び行事予定について

教育長 平成 29 年 1 月行事について報告する。
その他、 1 月及び 2 月行事予定について報告を求める。
教育総務課長 1 月及び 2 月行事予定について報告する。
教育長 1 月及び 2 月行事予定について意見を求める。
全委員 特になし。
教育長 平成 29 年第 2 回教育委員会定例会の開催日程について意見を求める。
教育総務課長 平成 29 年第 2 回教育委員会定例会を 2 月 21 日（火）午後 1 時 30 分から開会する旨提案する。
教育長 平成 29 年第 2 回教育委員会定例会を 2 月 21 日（火）午後 1 時 30 分に開会する旨宣する。

4 案件

○承認第 1 号 専決処分第 1 号の承認について
教育長 事務局の説明を求める。
学校教育課長 平成 28 年度西予市要保護及び準要保護児童生徒の認定について説明する。
教育長 専決処分について意見を求める。
全委員 特になし。
教育長 専決処分の承認について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
教育長 審議の結果、承認する旨宣する。
○議案第 1 号 西予市立学校給食運営委員会及び支部運営委員会規則の一部を改正する規則制定について
教育長 事務局の説明を求める。
学校教育課長 西予市立学校給食運営委員会及び支部運営委員会規則の一部を改正する規則制定について説明する。
教育長 原案について意見を求める。
平岡委員 運営委員会と支部運営委員会があるが、それぞれの委員の表記の仕方として、運営委員会については、第 3 条の見出しへ、「運営委員」となっており、第 4 条では「運営委員会の委員」という表記になつ

ている。支部運営委員会については、第8条で「支部運営委員会の委員」となっており、第9条、第10条では「支部運営委員」、第12条第1項では「委員」、同条第2項、3項では「支部委員」となっている。同じものを指しながら、異なった表記の仕方になっているため、今回の改正に合わせて、運営委員会と支部委員会でそれぞれ統一した表記にした方がいいのではないかとの旨述べる。

教育長

規定等の改正の手法として、改正を必要とする条項において、誤りがある、あるいは一緒に改正すべき箇所がある場合は、その条項のみ改正する。その他の部分については改正しないというのが原則となっており、改正はできるだけ必要最低限にするということになっている。

新規に策定する場合は、先ほど、ご指摘いただいたとおりにすべきであると思う。教育委員会の規則なのでより分かりやすくするという考え方もある。誤って解釈されるという場合には、きちんと改正すべきところはしなくてはならない。

法律の改正を受けて条例を改正するケースで、条文がズれて改正すべきところを改正が漏れている場合等もあるが、そこに気が付いたから改正ができるというものでもないという判断で、改正を厳しくしている自治体もある旨述べる。

平岡委員

先ほど指摘したことについては、解釈に誤解が生じるかというと誤解は生じない。改正は必要最低限という原則があるのであれば、先ほど指摘した部分の改正は行わず、提案している改正のみでかまわない旨述べる。

教育長

どこまで改正するのかということの判断は難しく、今回の改正で「委嘱する。」を「指名する。」に改正しているが、「委嘱する。」が間違いかと言われれば、必ずしもそうではない。「指名する。」と表記するほうがより望ましいという点では、改正の必要はないと考えることもできる。平岡委員からご指摘いただいた点についても、きっちりと決まっていることではないけれども、改正は必要最低限という考え方で行うということをご理解いただきたい旨述べる。

教育長

原案について諮る。

全委員

異議ない旨答える。

教育長

審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第2号

西予市社会教育複合施設整備検討委員会設置要綱制定について

教育長

事務局の説明を求める。

生涯学習課長

西予市社会教育複合施設整備検討委員会設置要綱制定について説

明する。

教育長 委員の人選について、どのような観点で人選をしたのか説明を求める。

生涯学習課長 学識経験を有する者、自治会を代表する者、教育・図書館関係団体が推薦する者、また施設利用関係者とし、具体的には建設場所の地域の代表者、図書館に関する組織の代表者又は委員、子育て世代の代表者等、年齢、性別を考慮して人選を行った旨答える。

教育長 原案について意見を求める。

平岡委員 議案は要綱の制定になっているが、今まででは要綱の制定の議案があり、その後に委員の委嘱の議案が上程されてきた。今回は要綱の制定と委員の委嘱の両方を審議するということなのか問う。

生涯学習課長 以前は、要綱の制定、委員の委嘱とそれぞれに上程していたが、今回資料として提示した委員候補者名簿については、現在、教育委員会への上程案件の見直しを行っており、今回の委嘱については、教育長専決事項としてさせていただいている旨答える。

教育長 教育委員会に付議することに関し、教育委員会事務委任規則に若干の相違がある。例えば委員の委嘱については、教育委員会事務委任規則では、附属機関の委員の委嘱は教育委員会に付議することになっている。

要綱については教育委員会規則その他教育委員会の定める規程という考え方のもと付議しているが、規程は地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育委員会へ付議しなければならないものがある。事務処理的な規程をすべて付議することは現実的ではない。愛媛県では、県民に関する権利等に関してのみ付議している。委員会の設置要綱についても内部的な委員会などは付議していない。

運用、規程等を含めて整理しなければいけないと思っている。

すべて教育委員会の付議を求めると、教育委員会が形式的になってしまふ危険性があると思っている。市民や教育に関する重要な事項を重点的に審議していきたい。

付議事項ではなくても重要な事項については、意見をきかなければならないことになっているため、そういった点で人選について、意見を求めるものである旨述べる。

山本委員 15人以内の委員で組織するということで、それぞれの立場で幅広い方々の人選ということになっているが、自治会を代表する方は幅広いところから人選しているのかと思っていたが、限定的な地域になっている。もう少し地域を広げて幅広いところから人選してはどう

- うかとの旨述べる。
- 生涯学習課長　　自治会を代表する方については、以前の計画策定段階から携わっていただいていることと、施設建設場所の自治会代表者ということで依頼させていただいている旨答える。
- 教育長　　原案について諮る。
- 全委員　　異議ない旨答える。
- 教育長　　審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
- 議案第3号　　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
教育長　　事務局の説明を求める。
- 教育総務課長補佐　　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について説明する。
- 教育長　　原案について意見を求める。
- 平岡委員　　平成28年度教育委員会点検・評価報告書のA表について、説明では18の施策毎に施策を構成する事務事業等の実績及び成果等を分析し、取組の成果（進行状況）を区分により総合的に評価すると記載されている。18の施策があり、その下に18の施策を構成する様々な事務事業があって、それらを確認して分析した内容を記載するということになっている。例えば、「社会総がかりで取り組む教育の推進」であれば、「社会総がかりで取り組む教育の推進」の全体に対しての分析をする言葉が、A表の評価に対する分析に入つてこなければならない。そのうえで、施策を構成する具体的な事務事業に対する評価がB表になる。
- A表で記載されている内容が、総合的な施策の評価について記載されておらず、施策を構成する具体的な事務事業について記載されているものがある。つまり、18施策について、分析されていないことになる。A表について、評価に対する分析になつていいのではないかとの旨問う。
- 教育総務課長補佐　　A表は施策の評価になるため、その施策に入っている事務事業を総合的に判断して評価することになっている。施策によっては事務事業が1事業のものもあり、事務事業が1事業の施策については、A表の評価が1事業の分析になつてしまふものもある。しかしこんどの施策が2事業以上あるため、ご指摘のとおり、改めて担当課でA表について、総合的に分析し、内容の修正をさせていただきたい旨答える。
- 教育長　　ご指摘のとおり、A表について修正のうえ、次回の教育委員会に上程することでよいか問う。

教育部長 次回、修正のうえ上程させていただく旨答える。

教育長 その他、原案について意見を求める。

平岡委員 施策の一覧表と評価結果の表の施策の番号の表記について、番号を一致させると分かりやすい旨述べる。

教育総務課長補佐 ご指摘のとおり、修正させていただく旨答える。

教育長 ご指摘いただいたA表の分析及び番号の修正を行い、次回の教育委員会に再度上程させていただくため、本議案は取り下げをする旨述べる。

5 協議・報告事項

教育長 宇和地域における西予市小学校再編計画地域住民説明会の実施状況報告について報告を求める。

教育総務課長 配布している資料の「宇和地域小学校の再編に関する広報NEWS」を1月20日に宇和町全戸に配布している。この広報のもとになっているのは、資料5ページからの各小学校区でいただいたご意見の要旨となっている。宇和地域小学校の再編に関する広報NEWSと各校区の詳細な意見は市のホームページで現在公表している。

昨年11月15日から12月11日まで、現在、統合を進めている皆田小学校区と明間小学校区を除いた5校区7会場において小学校再編計画地域住民説明会を実施した。出席者は合計172人、それぞれの校区の参加人数は9人から44人であった。保護者の参加者が少なかったが、この理由としてはPTAを通じて昨年度から説明を行っていたことによるものと考えている。説明会の開催は、学校を通じてや防災行政無線、防災メールを通じて周知をさせていただいたが、参加者は少なかった。特に宇和町小学校区の参加者が少なく、これは現再編計画では、宇和町小学校はそのまま存続することになっているため、関心が低くなってしまったのではないかと分析している。

今後は、今回説明会を控えさせていただいた皆田小学校区と明間小学校区での開催について、地元区長や関係者と協議させていただいたうえで実施する予定としている。そして実施した全ての説明会での意見集約を行い、分析・検討していくことを考えている。

事務局としては、今回の広報NEWSの配布をきっかけに学校再編について少しでも住民の関心が高まるよう努めていく旨報告する。

教育長 説明会でいただいた意見は、宇和地域小学校の再編に関する広報NEWSでほとんどは掲載できていると思っている。

今後については、教育委員の皆様の意見を伺いながら進めていかなければならないと思っている。

- 報告について意見を求める。
- 全委員 特になし。
- 6 その他
- 教育長 その他の件について意見及び報告を求める。
- 全委員 特になし
- 事務局 特になし
- 7 閉会
- 教育長 午後4時25分閉会を宣する。

議事録署名

以上、平成 29 年第 1 回西予市教育委員会定例会の顛末を記録して相違ないことを証明する。

平成 29 年 2 月 21 日

教育長

伊木俊司

教育委員

平岡長治

教育委員

上甲和博

教育委員

山本惠子

教育委員

不通口美和